

デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び 実務者検討委員会の開催について

平成29年9月5日 決定
平成30年11月20日 改定
令和元年9月6日 改定
令和2年8月19日 改定
令和3年9月2日 改定

1. デジタルアーカイブの構築・共有と活用の推進、及び関係省庁等並びにアーカイブ機関等との連携を目的とした情報共有・意見交換を行うため、デジタルアーカイブジャパン推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を開催する。また、これらに係る実務的課題を討議するため、実務者検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を開催する。
2. 推進委員会及び検討委員会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、各会議は、議論すべき課題に関し、その都度、議長又は座長の判断により、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
3. 推進委員会の庶務は、文化庁の協力を得て、国立国会図書館と連携して、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。また、検討委員会の庶務は、文化庁の協力を得つつ、検討内容の調整、検討内容に係る調査や資料作成を含む検討委員会の企画等について国立国会図書館と連携し、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。
4. 本申合せは、申合せ後3年が経過した日以後、さらに3年間、その効力を延長する。それ以後については、必要に応じて見直しを行う。
5. 前各項に定めるもののほか、推進委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。また、検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び
実務者検討委員会の構成員

1. デジタルアーカイブジャパン推進委員会

議長 長：内閣府副大臣（知的財産戦略担当）
議長代理 長：内閣府知的財産戦略推進事務局長
副議長 長：文化庁次長
幹事役：国立国会図書館総務部長
構成員：デジタル庁デジタル社会共通機能グループ統括官
総務省情報流通行政局長
経済産業省商務情報政策局長
観光庁次長
独立行政法人国立公文書館理事
独立行政法人国立科学博物館理事
独立行政法人国立美術館理事
独立行政法人国立文化財機構理事
大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事
オブザーバー：公益財団法人放送番組センター専務理事
日本放送協会知財センター長

2. 実務者検討委員会

座長 長：国立情報学研究所 高野明彦教授
構成員：一橋大学大学院法学研究科 生貝直人准教授
知的資源イニシアティブ 山崎博樹代表理事
筑波大学 杉本重雄名誉教授
東京大学大学院情報学環 渡邊英徳教授
国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長
内閣府知的財産戦略推進事務局参事官
文化庁参事官（芸術文化担当）
文化庁政策課長
独立行政法人国立公文書館次長
独立行政法人国立科学博物館標本資料センター副
コレクションディレクター
独立行政法人国立美術館本部事務局情報企画室長
独立行政法人国立美術館国立映画アーカイブ学芸

課長

独立行政法人国立文化財機構文化財活用センター
デジタル資源担当課長

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史
民俗博物館研究部准教授

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構デ
ータサイエンス共同利用基盤施設 人文学オープン
データ共同利用センター長

公益財団法人放送番組センター事務局長

日本放送協会知財センターアーカイブス部長

オブザーバー：内閣府大臣官房公文書管理課長

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ参事官

総務省情報流通行政局地域通信振興課長

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長

文化庁著作権課長

文化庁企画調整課長

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課長

観光庁観光地域振興部観光資源課長